

神奈川県漁港管理条例、同条例施行規則抜粋

○神奈川県漁港管理条例の抜粋（関連部分）

（指定管理者による管理）

第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

甲種漁港施設	業務
本港特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務
宮川特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務
宮川一時停係泊特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務
本港環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務
宮川環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- （2） 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- （3） 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （4） 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- （5） 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- （6） 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- （7） その他知事が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理施設の指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。

- （1） 住民の平等利用が確保されること。
- （2） 県内に事務所を有する法人等であること。
- （3） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- （4） 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用時間)

第24条 次条第1項第1号及び第2号に掲げる甲種漁港施設の利用時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

(利用料金の納付)

第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる甲種漁港施設を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- (1) 本港特別泊地
- (2) 本港環境整備施設（駐車場に限る。）
- (3) 宮川環境整備施設（駐車場に限る。）
- 2 利用料金は、別表第4に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第26条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によつて当該甲種漁港施設を利用することができないと認めたときは、この限りでない。

別表第4 (第25条関係)

施設利用料金の上限額

停係泊料	本港特別泊地	長さが6メートル以下のヨット又はボート	1 そう 1 回 1,100円
		長さが6メートルを超えるヨット又はボート	1 そう 1 回 1,100円に6メートルを超える長さ1メートルまでごとに500円を加算した額
駐車料	本港環境整備施設区域の駐車場		1 台 1 時間につき 210円
	宮川環境整備施設区域の駐車場		1 台 1 日につき 520円。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。

備考 1 1 回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

2 この表中1時間又は1日に満たない場合又はそれらに端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又は端数を1時間又は1日とみなして算定する。

追加〔平成17年条例45号〕、一部改正〔平成26年条例7号・27年28号・31年18号〕

○神奈川県漁港管理条例施行規則の抜粋（関連部分）

(指定管理者指定申請書)

第16条 条例第19条第1項に規定する申請書は、漁港施設指定管理者指定申請書（第17号様式）とする。

(指定管理者の公募の公告)

第17条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請者の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第18条 条例第20条第7号に規定する規則で定める基準は、必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められることとする。